

仙南地域移住・定住パンフレット制作業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

仙南地域移住・定住パンフレット制作業務

2 目的

仙台圏及び首都圏等から仙南地域への移住・定住を促進するため、仙南地域全体の移住・定住事業や地域の魅力を効果的に伝えるパンフレットを制作し、PRに活用することで、移住先としての仙南地域の認知度向上を図る。

3 実施期間

実施期間は、契約締結の日から令和5年2月28日（火）までとする。

4 業務内容

宮城県（以下「発注者」という。）が指定する仙南地域への移住者等を取材し、移住希望者向けのパンフレットを制作する。

なお、本パンフレットは、仙南地域の市町やみやぎ移住サポートセンター（ふるさと回帰支援センター内）等の関係機関に配布するほか、HPやSNS等でも掲載する。

（1）構成

仙台圏や首都圏の単身者及びファミリー層を主なターゲットとし、仙南地域の2市7町の特徴や魅力、移住者へのインタビュー、主な公共施設や支援制度等について掲載する。

（2）規格

イ 全項カラー

ロ B5両面、中綴じ、表紙含め40ページ程度。各市町4ページとし、該当部分を分離することで各市町のリーフレットとして活用可能な構成とすること。

ハ 校正3回程度

（3）成果品

イ 2,000部程度（契約上限額の範囲で可能な限り多くの部数を印刷すること）

ロ 納品期限 令和5年2月17日（金）午後5時まで（必着）

※持参する場合には、業務時間内（土日・祝祭日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで）に訪問すること。

ハ 納品方法 データと併せて宮城県大河原地方振興事務所に一括納品すること。

（4）実施報告書

本業務の完了後、速やかに事業内容を記した報告書を提出すること。

（5）提出場所

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

宮城県大河原地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班

電話：0224-53-3199 FAX：0224-53-3076

E-mail: oksinbk@pref.miyagi.lg.jp

5 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務による成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (2) 本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

6 その他

取材先との連絡調整は、受注者と協議の上、基本的には発注者が行う。（軽易なものを除く。）
受注者は、仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由及び記載されていない事由が生じたときは、発注者と速やかに協議の上、発注者の指示に従うものとする。